平成２６年（フ）第７２２３号
東京都大田区本羽田１丁目18―３　福山通運株式会社羽田社宅Ｃ棟607
債務者　佐藤　明夫
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２２７号
東京都中野区丸山２丁目25―18―２のＣ
債務者　鈴木　牧人
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２２８号
東京都品川区中延２丁目１―９
債務者　柄澤理恵子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２３１号
東京都日野市日野本町３丁目６―12―203
債務者　井上　和則
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２３２号
東京都足立区梅田６丁目20―18　梅田ビューコーポ２号棟207
債務者　大屋　藤子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２３３号
神奈川県海老名市河原口４丁目６―８―110
債務者　松下さとみ
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２３４号
東京都練馬区北町６丁目36―17　藤田ハイツ第Ｉ―102
債務者　内藤　栄治
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２４０号
東京都世田谷区北烏山８丁目26―７―207
債務者　西村　千春
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２４６号
埼玉県さいたま市緑区大字大牧1218―48―201
債務者　後藤　紘希
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２４７号
埼玉県さいたま市緑区大字大牧1218―48―201
債務者　後藤かおる
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２４９号
東京都杉並区堀ノ内３丁目３―22―502
債務者　川合　陽子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２５０号
東京都新宿区坂町21―６―101
債務者　藏　　衛
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２５１号
東京都あきる野市乙津170
債務者　守谷　好江
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２５３号
東京都世田谷区上祖師谷５丁目８―20―201
債務者　新開　敬済
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２６２号
埼玉県三郷市彦成３丁目13―10―501
債務者　西澤　雅代
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２６５号
東京都大田区羽田６丁目15―４
債務者　柴沼　和弘
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部